

**徳島県選挙管理委員会告示第47号**

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

徳島県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

徳島県選挙管理委員会規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行うものとする。

第7条中「調整し」を「作成し」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「文書」を「公文書」に改める。

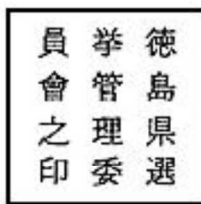
第15条の見出し及び同条第1項中「文書」を「公文書」に改め、同条第2項中「その他の文書」を「その他の公文書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付すことが適当でないと認められる公文書又は軽易な公文書には、これを省略することができる。

第18条を次のように改める。

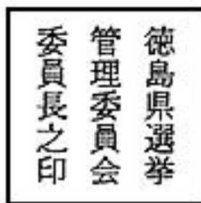
**第18条** 委員会の印、委員長の印及び書記長の印の形状及び寸法（単位ミリメートル）を次のとおり定める。

委員会印1号



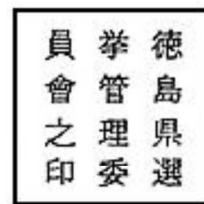
(39×39)

委員長印



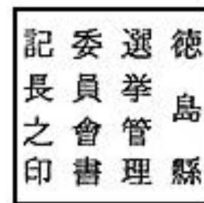
(24×24)

委員会印2号



(20×20)

書記長印



(23×23)

**附 則**

この告示は、令和8年4月1日から施行する。